

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を企業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、企業管理者がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を企業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。